

精神疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者に係る対応事例等

精神疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者に関して、「北海道における新型コロナウイルス感染症に係る入院調整の留意事項（精神科病院）」に記載の内容による対応が困難又は疑義等が生じた事例について、道内保健所（札幌市除く）に照会し、回答を得た。

<困難・疑義等の内容とその対応>

1 精神科病院においてクラスターが発生した事例

- | |
|---|
| <p>① 新型コロナウイルス感染症受入病床が逼迫していたなどの状況により、当該精神科病院内での療養が必要となった。（看取りまでを行った例もあり。）</p> <p>⇒ 地域によっては、地域の新型コロナウイルス感染症対策協議会において病床の拡大について協力を要請し、病床の拡大につながった例もあり。</p> |
| <p>② 精神科病院で、慣れないゾーニングや PPE の着脱等の感染防御の実践が必要となった。院内に感染防御のための資材が不足していた。</p> <p>⇒ 道事業により、感染防御に関する専門家を派遣／道から資材提供</p> |
| <p>③ 職員の感染により、勤務する看護師が不足した。</p> <p>⇒ 道のナース派遣事業や系列病院・民間派遣会社からの看護師を派遣</p> |
| <p>④ 陽性者以外で濃厚接触もない患者の転院調整が困難だった。（基本的に転院は控えてもらう方向で対応した。）</p> |
| <p>⑤ 「留意事項」では、院内で感染予防策を講じることが困難な場合、濃厚接触のない者を転院させることとなっているが、「感染予防策を講じることが困難」かどうかの判断が困難だった。</p> |

2 精神科病院に入院中の患者が、新型コロナウイルス感染症陽性となった事例

- | |
|---|
| <p>① 精神科の服薬調整のために精神科病院に入院していた患者で、新型コロナウイルス感染症が無症状の患者を、感染症治療のために総合病院に転院させたが、転院後精神状態不安定となった。精神科治療が必要な感染症患者の精神科治療と身体治療のいずれを優先するかの判断を保健所で行うのが困難だった。</p> |
|---|

3 新型コロナウイルス感染症で一般病院に入院中の患者が、精神保健福祉法上の措置入院が必要な状態となった事例

① 管内の精神科医療機関で措置入院受入先が見つからなかった。

② 管外の医療機関に移送することとなったが、患者の行動特性や、感染症治療の観点で鎮静剤の使用も不可能であることなどから、長時間の移送が不可能であり、移送を断念した。

⇒措置権発動は留保し、一般病床で療養継続

③ 管内の精神科医療機関で、感染症療養後の転院受入先が見つからなかった。（結果的には、療養中に措置症状が消退し転院不要となった。）

4 在宅の精神疾患患者が新型コロナウイルス感染症に感染した事例

① 精神運動興奮により不穏となる可能性があり、移送に危険が生じる可能性があった。（結果的には移送できた。）